

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## ① 8月から被保険者証(保険証)が変わります

本年度は更新が  
2回あります

令和4年10月1日から、医療費の自己負担割合に2割が加わるため、本年度は被保険者証の一斉更新を2回行います。

7月中旬送付…8月1日から9月30日までお使いいただく**被保険者証(赤茶色)**  
9月中旬送付…10月1日から令和5年7月31日までお使いいただく**被保険者証(青色)**

制度に関するご質問は、**あいち後期高齢者医療コールセンター**へお問い合わせください。  
あいち後期高齢者医療コールセンター ☎0570-011-558

### ▼開設期間

7月11日(月)～12月28日(水)  
午前8時45分～午後5時15分  
※土・日曜日、祝日も開設しています。

## ●後期高齢者医療被保険者証の送付

後期高齢者医療保険に加入している方が現在お持ちの被保険者証の有効期限は7月31日(日)です。

8月1日(月)から使用していただく被保険者証は、7月中旬から順次、**簡易書留郵便(転送不要)**でお送りします。**郵便局の転送サービスをご利用されていても、転送先へは配達されませんのでご注意ください。新しい被保険者証の色は赤茶色です。**

配達時にご不在の場合は、郵便受けに「ご不在連絡票」が入りますので、郵便局へ再配達のご依頼をしていただくか、直接受け取りに行ってください。郵便局での保管期限(ご不在連絡票に記載されている期限)を過ぎると被保険者証は市役所へ返還されます。その場合は、市役所保険年金課の窓口でお渡ししますので、ご本人が現在お持ちの被保険者証と写真付きの身分証明書などの本人確認ができる書類を持ってお越しください。

## ●郵送ではなく市役所での受け取りをご希望される場合

電話などで事前にお申し出ください。

▼**申出期間**：7月1日(金)～13日(水)(土・日曜日を除く)

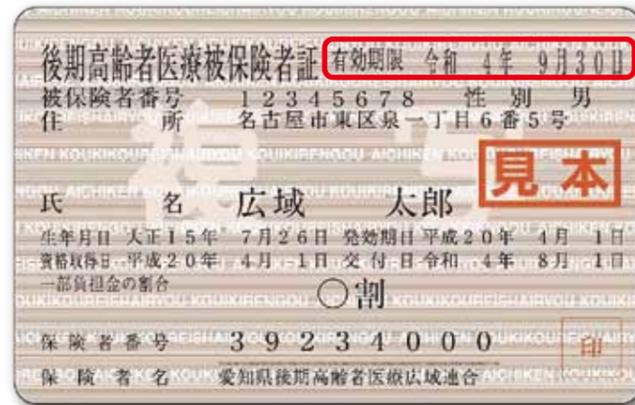
▼**受取期間**：7月11日(月)～29日(金)(土・日曜日、祝日を除く)

▼**受取場所**：市役所保険年金課(十四山支所ではお受け取りできません。)

▼**持ち物**：現在お持ちの被保険者証、写真付きの身分証明書など

※本人以外の方が受け取りに来られる場合は、委任状が必要です。お申し出の際にご相談ください。

有効期限は令和4年9月30日です



## ●住民登録地と異なる場所へ被保険者証の郵送をご希望される場合

被保険者証は**郵便局の転送サービスでは転送されません**。後期高齢者医療制度の送付先変更の申請が必要です。ご希望される方は本人確認ができる書類を持って7月13日(水)までに市役所保険年金課または十四山支所でお手続きをしてください。代理の方がお越しいただく場合は委任状が必要です。

すでに送付先変更の制度をご利用いただいている場合は、改めて申請する必要はありません。

## ●被保険者証は、有効期限を過ぎると使用できません

8月1日(月)以降に医療機関などを受診するときは、必ず新しい被保険者証を提示してください。

現在使用している**若草色の被保険者証**は、8月以降にご自分で破棄していただくか、市役所保険年金課または十四山支所へ返却してください。

## ●自己負担割合をご確認ください

医療機関などを受診するときの自己負担割合は、同一世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の前年所得に応じて毎年決定しています。被保険者証の更新に伴い、負担割合が変わることがあります。被保険者証がお手元に届きましたらご自身の負担割合を必ずご確認ください。負担割合の決まり方は、被保険者証送付時に同封されているパンフレットをご確認ください。

## ② 令和4年度後期高齢者医療保険料が決定します

7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書および納入通知書」を送付し、**年間の保険料額と納付方法をお知らせします。**

## ●保険料納付について

### 【納付書または口座振替で納付する場合(普通徴収)】

今回決定した年間保険料額を7月から翌年2月の各納期限(全8期)までに納付してください。口座振替をご利用されている方は、各納期限の末日に指定口座より引き落としします。

納付書で納める方は、8期分を一括してお送りしますので、紛失されないようご注意ください。

納付場所は、弥富市役所、十四山支所、指定金融機関およびコンビニエンスストアで納めていただける他、スマートフォンアプリもご利用いただけます。詳しくは納付書の裏面をご覧ください。

### 【年金からの天引きで納付する場合(特別徴収)】

年6回の年金の定期払いの際に、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。

4月・6月・8月は前年の所得が確定していないため、仮徴収として、本年2月の年金から差し引かれた保険料と同額を納めます。10月・12月・翌年2月は本徴収となり、今回決定した年間保険料額から仮徴収額を差し引いた額を3回に分けて納めます。

仮徴収額と本徴収額に差が生じることがあります。

年度途中で被保険者となった方や保険料額に変更が生じた場合などは、普通徴収と特別徴収の両方になる場合があります。保険料の納付方法について、必ず**納入通知書**を確認してください。

問 市役所保険年金課(内線126・127)